

各国家資格における実習科目、演習科目、実習指導科目に関する規定

資格名	修業年限	①実習科目の単位数・時間数	②演習科目の単位数・時間数	③実習指導科目の単位数・時間数	大学・学校・養成施設		実習施設	
					実習科目、演習科目又は実習指導科目の担当教員の要件	担当学生数	実習指導者の要件	受入人数
医師	6年（課程）	科目の規定はないが、「平成28年度医学・歯学教育指導者ワーキングショップ参加者アンケート」によると、学内での実習については41～50週間を必修として行っている大学が最も多い。1週間＝35時間として計算すると、41～50週間は1,435～1,750時間となる。（なお、学内での実習に加えて、学外での実習も必修として課している大学もある）	科目の規定なし	科目の規定なし	-	-	-	-
歯科医師	6年（課程）	科目の規定はないが、「平成28年度医学・歯学教育指導者ワーキングショップ参加者アンケート」によると、学内での実習については41～50週間を必修として行っている大学が最も多い。1週間＝35時間として計算すると、41～50週間は1,435～1,750時間となる。（なお、学内での実習に加えて、学外での実習も必修として課している大学もある）	科目の規定なし	科目の規定なし	-	-	-	-
薬剤師	6年（課程）	計20単位（省令） 時間数換算→700時間～900時間	科目の規定なし	科目の規定なし	-	-	-	-
看護師	3年以上（学校及び養成所の場合）	計23単位（省令） 時間数換算→690～1,035時間	科目の規定なし	科目の規定なし	-	-	・適当な実習指導者の指導が行われること。（省令）	看護単位ごとに10名を限度とするこ と。（養成所ガイドラ イン）
管理栄養士	4年	計4単位（省令） 時間数換算→1単位＝45時間として計 算する（通知）と、180時間	計2単位（省令） 時間数換算→30～ 60時間	科目の規定なし	-	-	-	-
言語聴覚士	3年以上（学校及び養成所の場合）	計12単位（省令） 時間数換算→360～540時間	科目の規定なし	科目の規定なし	-	-	・適当な実習指導者の指導が行われること。（省令） ・言語聴覚士の免許を受けた後5年以上法第2条に掲げる業務に従事した者で、かつ、当該施設において専ら法第2条に掲げる業務に従事していること（養成所ガイドラ イン）。ただし、平成18年3月31日までの間は、言語聴覚士の免許の取得についてはこの限りでないこと。（平成10年養成所指導要領）	-
	4年（大学での指定科目の場合）	科目の規定あり（告示）。時間数・単位数の規定なし。	科目の規定なし	科目の規定なし	-	-	-	-
精神保健福祉士	4年（大学での指定科目の場合）	210時間（省令） 210時間（省令）	90時間（省令） 90時間（省令）	90時間（省令）	一 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。以下同じ。）又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の教授に関し5年以上の経験を有する者 二 学校教育法に基づき専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の教授に関し5年以上の経験を有する者 三 精神保健福祉士の養成に係る実習及び演習の業務に5年以上従事した経験を有する者 四 精神保健福祉士の養成に係る実習及び演習の教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとして、厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者 その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者（省令）	実習指導者の員数は、実習演習科目ごとにそれぞれ学生20人以上としなければならない。（省令）	実習指導者（実習施設等）において精神保健福祉援助実習を指導する者をいう。以下同じ。）は、精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であつて、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者でなければならない。（省令） 実習施設等における実習指導者については、第1条第9項の規定にかかわらず、当分の間、児童福祉法（昭和22年法律第64号）に定める児童福祉司、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第129号）に定める精神保健福祉相談員、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第15条第1項第1号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める知的障害者福祉司若しくは心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）に定める社会復帰調整官又は平成27年3月31日までの間において第1条第9項に規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を実習指導者とすることをかできる。（省令（例則））	一の実習施設等における精神保健福祉援助実習について指導を行う実習指導者の数は、同時に指導を行う学生5人以上につき1人以上としなければならない。（省令）